

佐倉市八街市酒々井町消防組合郵便入札約款

制 定 平成19年 6月1日

施 行 平成19年 6月1日

最終改正 令和 元年10月1日

(総則)

第1条 佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を郵便入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び佐倉市八街市酒々井町消防組合財務規則（平成9年組合規則第3号）等その他の法令に定めるもののほか、この郵便入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札は、公開とすることができる。なお、この場合にあっては、あらかじめ、当該入札に係る公告等に公開である旨を明記するものとする。

2 入札の執行等に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加資格のある旨の確認通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札者」という。）は、当該事業の図面、仕様書、事業発注に関する説明事項書及び契約書案等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、事業発注に関する説明事項書及び契約書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書の提出は、書留又は簡易書留とし、併せて配達日指定郵便（郵便局に備付けの配達日指定シールに公告で定められた日を記入し貼り付けること。）とする。持参した入札書は受理しない。
- (3) 郵便先は、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で定められたとおりとする。
- (4) 入札書は、郵便入札用の書式（入札書と誓約書が一体となったもの）を使用し、宛名、入札金額、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所及び入札日を明記すること。
- (5) 入札書の郵送は、前号により作成した入札書、入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）を封筒に入れ封緘（のり付け）、封印（割印）し、表面に、公告で定められた郵送先（郵便番号、住所及び契約担当課名）及び入札書在中の旨を明記し、裏面には、事業名称、事業場所、開札日時、入札者の所在地又は住所及び商

号又は名称を明記すること。

- (6) 入札書は入札者1者につき1通とし、また、一つの封筒に二つ以上の入札書を同封してはならない。
- (7) 入札者は、佐倉市八街市酒々井町消防組合一般（指名）競争入札参加業者資格審査を申請した代表者又は代理人とする。
- (8) 入札者は、入札書を郵送により提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 郵便物に関する事項は、郵便に関する法令等によるものとする。

（入札辞退）

第3条 入札者は、開札開始日時までは入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申出るものとする。

- (1) 入札辞退届を契約担当課に持参する場合にあっては、開札開始日時まで受け付ける。
- (2) 入札辞退届を郵送で提出する場合にあっては、開札日前日までに契約担当課に到達したものを受け付ける。なお、この場合、併せて電話連絡をするものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

（未入札）

第4条 入札者が、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示された日までに、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札者が1人である場合若しくは入札者が辞退により1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

3 当該入札の公告後又は指名通知後、天災等予測できない事情により、郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

（開札立会人の選定）

第6条 開札の執行に当たり、当該入札者の中から、開札立会人1者を抽選により選択し、開札日の前日までに電話で連絡する。

2 前項の規定により選択した開札立会人が、その立会いを辞退する場合は、

1 回に限り再度選択するものとする。ただし、再度選択する者がいない場合又は開札立会人が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせる。

3 開札立会人は、佐倉市八街市酒々井町消防組合契約事務要綱（平成19年組合要綱第4号）第17条第2項の規定により、署名をしなければならない。

（開札の執行）

第7条 次の各号の一に該当する入札書は開札しない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書
- (2) 第2条第2項第2号に定める方法以外で提出された入札書
- (3) 第2条第2項第3号に定める場所以外に郵送された入札書
- (4) 入札者1者につき複数郵送された入札書
- (5) 所定の入札保証金を納付しない者が入札した入札書（免除の場合を除く。）
- (6) 設計図書等を有償配付とした事業にあつては、設計図書等を購入しない者が入札した入札書

（無効となる入札書）

第8条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書
- (2) 申請時の代理人以外の代理人が入札した入札書
- (3) 誓約書が郵送されていない入札書
- (4) 記名押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合であると認められる入札書
- (8) 入札に際して不正を行った者が入札した入札書
- (9) 入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札書又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札書
- (10) 入札書の金額と内訳書の合計金額が大幅に異なる入札書
- (11) 予定価格を入札執行日前に公表する事業にあつては、予定価格に110分の100を乗じて得た額を超える入札書。ただし、消費税及び地方消費税の額を含まない予定価格による入札の場合にあつては、予定価格を超える入札書
- (12) 入札書の金額が0円の入札書
- (13) 第2条第2項第2号に定める方法以外で提出された入札書
- (14) 第2条第2項第3号に定める場所以外に郵送された入札書

- (15) 入札者1者につき複数郵送された入札書及び一つの封筒に二つ以上の入札書を同封した入札書
- (16) 所定の入札保証金を納付しない者が入札した入札書（免除の場合を除く。）
- (17) 設計図書等を有償配付とした事業にあつては、設計図書等を購入しない者が入札した入札書
- (18) その他入札条件に違反して入札した入札書
（落札者の決定）

第9条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負契約において、施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度を設けたときは、最低の価格をもって入札した者等を調査のうえ、落札者を決定するものとする。この場合において最低の価格をもって入札した者を、落札者として決定するとは限らない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、開札後、指定する日時場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（再度入札）

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあつては、これを行わない。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札者で、入札書が無効となった者以外の者とする。
- 3 再度入札における入札参加辞退の方法は、第3条を準用するものとする。
- 4 再々度の入札は行わない。

（入札の不調）

第12条 開札（前条に規定する再度入札を含む。）の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、入札を不調とするものとする。

- 2 前条に規定する再度入札の結果、不調となった場合は、施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

（契約の締結）

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和48年組合条例第7号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。
- 4 第1項に規定する契約締結日は、落札が決定した日の翌日から起算して、佐倉市八街市酒々井町消防組合の休日に関する条例（平成元年組合条例第7号）第1条に規定する組合の休日を除く2日後を標準とする。

（入札保証金）

第14条 入札者は、その入札者が自ら入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する額を入札保証金として、入札前に組合に納付しなければならない。ただし、入札保証金の一部又は全部を納めさせないことができるものとする。この場合において、一部免除又は免除と表示する。

- 2 前項ただし書きの規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、予定数量に基づく総額）の100分の5に相当する額の違約金を納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格は、当該各号に定めるとおりとし、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 特別の法律による法人の発行する債権 額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる額）
- (4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額
- (5) 金融機関がする保証 保証する金額

（入札保証金の還付等）

第15条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。

ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(契約保証金)

第16条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第14条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。この場合において、契約書における契約保証金の欄には、免除と表示する。

(契約保証金の種類)

第17条 前条に規定する契約保証金に係る種類は、事業の種類及び設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）に応じ次の各号のとおりとする。

- (1) 建設工事又は製造の請負契約においては、設計金額が1,000万円以上、その他の契約においては、設計金額が500万円以上とし、その付保割合等は前条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設工事又は製造の請負契約において設計金額が1億5,000万円以上のときは、落札者から委託を受けた保険会社又は銀行と工事履行保証契約によるものとし、付保割合は、契約金額の100分の30以上とするとともにかし担保特約付きとする。
- (2) 前号に規定する場合のうち、金融機関の保証、契約保証、履行保証保険又は公共工事履行保証証券のときは、債権者（名宛人）あるいは被保険者の表示を佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者とする。
- (3) 低入札価格調査の対象となる事業において、予定価格に100分の70を乗じて得た金額を下回る価格をもって申込みをした者については、第1号の規定によらず、付保割合について100分の10を100分の30に、100分の30を100分の40とする。

(契約保証金の還付)

第18条 第16条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立て)

第19条 入札者は、入札後、この約款、当該事業の図面、仕様書、事業発注

に関する説明事項書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第20条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上あるいは談合その他不正行為の防止に資するため、入札者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(協議による随意契約)

第21条 入札執行者は、入札の不調を宣言し、第12条第2項に規定する随意契約を締結しようとするときは、入札者の意思を確認し、当該事業の随意契約の見積参加の意思を表した者から見積を徴し、予定価格内のときは、契約者と決定できるものとする。

2 前項の見積の結果、予定価格に達しない場合、入札執行者は「不落随意契約不成立」と宣言するものとする。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第22条 この約款に規定する公告、通知、及び質問書は、電磁的な方法によることもできるものとする。

2 この約款に規定する通知において、複数の事業に該当する業者がある場合は、同時に複数の通知ができるものとする。

(補則)

第23条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年10月1日から施行する。